

条件付き一般競争入札説明書（工事）

入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令、酒田地区広域行政組合契約に関する規則（昭和 48 年 4 月 20 日組合規則第 15 号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加資格

- (1) 酒田地区広域行政組合の入札参加資格（酒田市契約規則第 2 6 条準用）を有することとは、登録基準年度（平成 17 年度を第 1 年度とする隔年度をいう。）以降における契約に係る競争入札（見積）参加資格審査申請書（建設工事）を提出受理され、告示日の前日までに指名競争入札参加者登録簿に登載されていることをいう。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当しないこととは、法的な禁止措置を受けていないものをいう。
- (3) 酒田地区広域行政組合の指名停止を受けていないこととは、入札参加資格審査日（条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限日）から入札日までの期間において指名停止措置を受けていないものをいう。
- (4) 営業所等を有するものとあるときは、本社より入札等に係る権限が書面による委任状によってなされ、その内容で指名競争入札参加者登録簿に登載されていることをいう。
- (5) 総合評定値通知書（写し）は、1 年 7 月以内のものであり、かつ直近のものとする。
総合評点は、当該工事（建設業法の許可業種の工事）の点数であること。
- (6) 特定建設業許可を有するものとあるときは、総合評定値通知書の当該工事において許可を受けているものをいう。
- (7) 資格を有する主任技術者又は監理技術者については、建設業法における工事管理に必要な技術資格を有するものをいう。
- (8) 資本関係又は人的関係がないこととは、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないことをいう。（組合（共同企業体を含む。）ウにおいて同じ。）
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。

ア．資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (a) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（b）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（b）において同じ。）の関係にある場合
- (b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ．人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a) については会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (a) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこちらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねて

いる場合

(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
ウ. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 入札手続等

- (1) 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (2) 申請書及び確認資料の提出は、入札公告で指定された提出場所へ持参又は郵送することにより行なうものとし、電送によるものは受け付けない。郵送の場合は、申請書とともに返信用封筒を同封すること。
- (3) 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

3 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は提出期限日の翌日（土日祝日を除く）までに通知する。

4 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により管理課長にその理由の詳細説明を求めることができる。
 - ① 提出期限 通知日から翌日（土日祝日を除く）正午まで
 - ② 提出場所 酒田地区広域行政組合 事務局管理課 電話 0234-31-2882
 - ③ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 管理課長は説明要求があった場合は、2日以内（土日祝日を除く）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 設計図書等の閲覧

設計図書を閲覧する場合は、次のとおり閲覧を行なう。

- (1) 閲覧が可能な設計図書は、図面、仕様書、設計書とする。
- (2) 閲覧期間は、入札公告の日から入札日の前日までとする。
- (3) 閲覧場所は、酒田市役所ホームページ内の酒田地区広域行政組合衛生部門入札公告とする。

6 設計図書等に対する質問

- (1) 入札参加資格確認申請を行った者で設計図書に質問がある場合は、書面により管理課に持参又は FAX で提出すること。（電話不可）
- (2) 受付期間は、入札参加資格確認申請期間とする。
- (3) 質問に対する回答は、質問者及び入札参加資格確認申請者全員に FAX で行う。

7 入札参加の取りやめ

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、郵送による入札の場合において、入札執行中（開札時刻以後）にあつては、入札を辞退することができない。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。
 - ア. 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（書留で入札日の前日まで）に到着するものに限る。）して行う。
 - イ. 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者

に直接提出して行う。

- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

8 入札

- (1) 入札に際し、入札参加者名及び業務委託名を記載した、入札書の入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

- (2) 入札金額は、税抜き金額とする。

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

- (3) 入札参加者の代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出しなければならない。

- (4) 次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

ア. 入札公告に示した競争入札参加の資格のない者(入札参加資格があることを確認された者で、開札時に入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。)のした入札

イ. 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした入札

ウ. 委任状を持参しない代理人のした入札

エ. 記名押印をしていない入札

オ. 金額を訂正した入札

カ. 鉛筆等修正可能な筆記用具で記載した入札

キ. 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

ク. 明らかに連合によると認められる入札

ケ. 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札

コ. 入札書に添付して提出することが義務づけられた積算内訳書その他の資料の提出がない入札

サ. 入札金額と積算内訳書の金額が異なる入札

シ. 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札

ス. 郵送入札の場合、一般書留又は簡易書留以外で郵送された入札

セ. その他入札条件に違反した入札

- (5) 入札参加者又はその代理人は印鑑(入札書に対応する入札参加者又はその代理人の印鑑に限る。)を持参すること。ただし、持ち出しができない印鑑については、あらかじめ、入札書右上に押印した入札書で入札を行うこと。

9 再度入札

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無いときは、その場で直ちに再度の入札を行なう。ただし、郵送入札の場合については、別に日時を指定して行う。

- (2) 再度の入札は原則 2 回を限度とする。ただし、郵送入札の場合については、1 回を限度とする。

- (3) 再度の入札前の入札において、次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

ア. 入札に参加しなかった者

イ. 失格となった者

ウ. 無効な入札をした者

- (4) 再度の入札においては、積算内訳書の提出を求めない。

(5) 入札に参加する場合は、入札書用紙を余分に準備しておくこと。

10 落札者の決定方法

(1) 有効な入札を行った入札参加者のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 総合評価落札方式、低入札価格調査制度を採用する場合は、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とする場合がある。

ア. 総合評価落札方式は、価格及びその他の条件が組合にとって最も有利な評価値の高い者を落札者とする。落札者の決定は開札日から起算して原則として4日以内（土日祝日を除く）に行う。

イ. 低入札価格調査制度は、開札の結果、最低の価格で入札した者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留し、失格数値基準に基づき調査を行う。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、当該最低価格入札者を落札者とする。また、当該契約の内容に適合した履行がされないとき認められたときは、予定価格の制限の範囲の価格で入札した他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

当該入札者がこの調査に協力しない場合は、契約内容を履行できないものとして無効とする。

(3) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、1名を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない組合職員にくじを引かせ、1名を決定する。

11 提出書類

(1) 申請書

(2) 総合評定値通知書（写し）

(3) その他、当該業務の入札における参加資格条件を確認するために必要な書類（「入札公告」及び「申請書の添付書類について」の記載事項）とする。

12 その他

(1) 入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(2) 入札をした者は、入札後、現場の状況等、契約条項及び入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。

(4) 予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約は、落札後、仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結する。

(5) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。